

Ⅲ 社会福祉施設等におけるクラスターサーベイランスの手引き

1 連絡対象

社会福祉施設等（以下「施設等」という。）の施設長等は、入所者、利用者、職員等（以下「入所者等」という）において、医師からインフルエンザ（迅速診断検査で A 型陽性 B 型陰性）と診断された者が、7 日以内に 2 人以上いる場合は管轄保健所に連絡する。

この場合、施設長等は、「社会福祉施設等における事故発生時の報告取扱要領」（平成 21 年 3 月 25 日青健福第 2346 号 青森県健康福祉部長通知）に基づき、県の関係部局に対しても報告する。

なお、介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者が行う介護保険適用サービスにあつては、「介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領」（平成 14 年 7 月 30 日青高第 636 号 青森県健康福祉部長通知）に準じて市町村及び県に対しても報告する。

2 関係機関の役割

（1）社会福祉施設

ア 連絡対象について、様式 5 を管轄保健所へ連絡する。

イ 保健所から、当該患者について、PCR 検査を実施する旨連絡があつた場合には、診断した医師、嘱託医と連絡し、検体採取等の調整について保健所に協力する。

ウ 保健所から、PCR 検査の結果、新型インフルエンザ（A/H1N1）が確認された旨連絡を受けた場合には、速やかに、施設内における健康状況把握を行うとともに、まん延防止対策を図る。

また、入所者等またはその家族（保護者）に対して、予防方法や発症時における受診方法について、保健所の指導に基づき周知徹底を図る。

（2）保健所

ア 医師によりインフルエンザ（迅速検査で A 型陽性 B 型陰性に限る）と診断されたことを確認のうえ、患者のうち 1 名から PCR 検査のための検体採取を行うとともに、速やかに検体搬送を行う。

ただし、当該施設から連絡があつた日からさかのぼって 7 日以内に、当該施設に属する者について、PCR 検査を実施している場合で新型インフルエンザの確定患者が確認されている場合は、原則として PCR 検査を実施しない。

イ PCR 検査の結果、新型インフルエンザ（A/H1N1）感染が確定した場合

には、当該患者を診断した医師に対し、法第12条の規定に基づく届出を行うよう様式2により連絡する。

また、必要に応じて、郡市医師会、管内の病院に対し施行規則第3条第3号に基づき様式2により連絡する。

ウ PCR検査の結果については、社会福祉施設等の施設長等に対して連絡する。

また、新型インフルエンザ（A／H1N1）感染が確定した場合には、まん延防止対策及び発症時の受診方法等について指導するとともに、必要に応じて、積極的疫学調査を実施する。

(様式5)

記入日 年 月 日

保健所長 殿

インフルエンザに係る集団発生状況報告

施設名 _____

電話番号 _____

報告者名 _____

標記について、下記の通り患者が発生しましたので連絡します。

記

	氏名	年齢	受診医療機関	診断名
1				
2				
3				
4				

社会福祉施設におけるクラスターサーベイランスの流れ

社会福祉施設等

社会福祉施設等(以下「施設等」という。)の施設長等は、入所者、利用者、職員等(以下「入所者等」という)において、医師からインフルエンザ(迅速診断検査でA型陽性B型陰性)と診断された者が、7日以内に2人以上いる場合は、様式5により保健所に連絡する。(注)

〔連絡〕

保健所

保健所は、患者を診断した医師、嘱託医及び施設等と連携しPCR検査のための検体採取を行うとともに、速やかに検体搬送を行う。
ただし、連絡を受けた日からさかのぼって7日間以内に当該施設等に属する者について、PCR検査を実施している場合には、PCR検査は実施しない。

〔検体搬送〕

環境保健センター

PCR検査の実施

結果は保健衛生課を経て連絡

PCR検査結果 陽性

社会福祉施設等

当該患者の属する施設長等に連絡し、まん延防止対策等について指導する。

必要に応じて、郡市医師会、管内の病院に対し感染症法施行規則第3条第3号に基づき連絡する。

当該患者以外のインフルエンザ患者、もしくはインフルエンザ様症状を呈する者の状況(受診状況を含む)を把握するなど、保健所の調査に協力する。また、まん延防止対策を速やかに行う。

(注)この場合、施設長等は、「社会福祉施設等における事故発生時の報告取扱要領」(平成21年3月25日青健福第2346号 青森県健康福祉部長通知)に基づき、県の関係部局に対しても報告する。

なお、介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者が行う介護保険適用サービスにあつては、「介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領」(平成14年7月30日青高第636号 青森県健康福祉部長通知)に準じて市町村及び県に対しても報告する。